

# 2026年4月1日施行の改正道交法

## 自転車をはじめとする軽車両への交通反則通告制度（青切符）の導入

一例です

### 携帯電話使用等（保持）



#### 罰則

6月以下の拘禁刑 又は  
10万円以下の罰金

#### 反則金

12,000円

### 信号無視 ・ 通行区分違反（逆走、歩道通行等）



#### 罰則

3月以下の拘禁刑 又は  
5万円以下の罰金

#### 反則金

6,000円

### 指定場所一時不停止等



#### 罰則

3月以下の拘禁刑 又は  
5万円以下の罰金

#### 反則金

5,000円

### 被側方通過車義務違反 ・ 自転車制動装置不良 (側方通過時の自転車等による違反) (ピスト自転車等)



#### 罰則

5万円以下の罰金

#### 反則金

5,000円

### 並進禁止違反 ・ 軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)



#### 罰則

2万円以下の罰金 又は 料料

#### 反則金

3,000円